

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室）

制 度 名	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充	
税 目	所得税（租税特別措置法第 29 条の 2 租税特別措置法施行令第 19 条の 3 租税特別措置法施行規則第 11 条の 3）	
要 望 の 内 容	○ 制度概要 ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。	
	現行制度の要件	
	1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）
	2. 所有株式数	発行済み株式の 1/3 を超えない
	3. 権利行使期間	付与決議日の 2 年後から 10 年後まで
	4. 権利行使価額	権利行使価額が、契約締結時の時価以上
	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で 1200 万円を超えない
	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止
	7. 発行形態	無償であること
	8. 株式の交付	会社法に反しないこと
	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出	
○ 要望内容 以下の要件について制限を緩和する。		
・ 付与対象者の範囲		
・ 権利行使期間		
・ 年間権利行使限度額		
	平年度の減収見込額	▲ 1,352 百万円
	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）
	（改正増減収額）	（－ 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>第四次産業革命に向けて産業構造の転換を加速化し、日本の社会的課題を解決していくには、イノベーションと新たな産業を生み出すベンチャー企業の台頭が不可欠であり、第四次産業革命に伴う技術発展や社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業の成長を支援する必要がある。</p> <p>このような考え方は、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）において「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」と記載されており、「ベンチャー・チャレンジ2020」（平成28年4月19日日本経済再生本部決定）においても「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレイヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」旨が明記されている。</p> <p>このため、日本政府としても、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、ベンチャー企業の成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、ベンチャー企業の成長を通じた経済の新陳代謝を促進し、経済成長につなげる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ベンチャー企業は、成長に向けた段階に応じた優秀な国内外の人材が不可欠であり、必要な時期に必要な能力を有する高度人材を機動的に確保することが極めて重要となっている。</p> <p>しかしながら、高度人材の獲得競争はグローバル規模で激しさを増しており、エンジニアを中心に有能な高度人材の獲得は年々難しくなっている。特に、手許資金が乏しいベンチャー企業においては、ストックオプションが有効な人材確保手段の一つとなっており、本制度の要件を緩和することで、ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得しベンチャー企業の成長を実現する必要がある。</p>			
<p>今回の要望に関連す</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="229 1375 319 2128"> <p>合理性</p> </td> <td data-bbox="319 1375 539 2128"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1375 1489 2128"> <p>経済産業 —新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） （3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>○日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援 iv) 成長資金・リスクマネーの供給促進等</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 （平成28年4月19日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性</p> </td> </tr> </table>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済産業 —新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） （3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>○日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援 iv) 成長資金・リスクマネーの供給促進等</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 （平成28年4月19日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性</p>
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済産業 —新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） （3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>○日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援 iv) 成長資金・リスクマネーの供給促進等</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 （平成28年4月19日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性</p>		

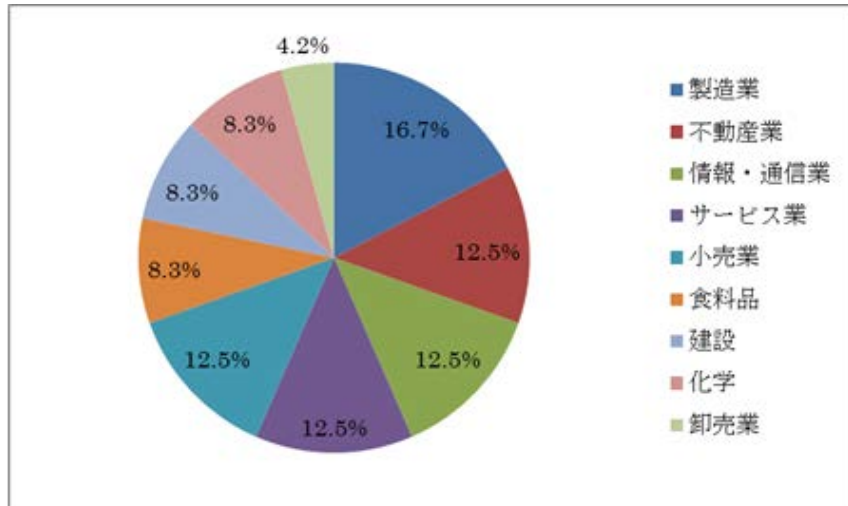
る 事 項		<p>(2) 民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援</p> <p>4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築</p> <p>※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを旨とする</p> <p>(現状: 0.028% (2012-14年の3か年平均) (内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より))</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv) 「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現</p>	
	政策の達成目標	我が国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高めることで、ベンチャー企業の成長を促進し、経済の新陳代謝を促進し、経済成長につなげる。	
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置	
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ	
	政策目標の達成状況	本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてベンチャー企業等の成長が促され、経済の新陳代謝と経済成長に寄与している。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	34社、1,352百万円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	手許資金が乏しいベンチャー企業においてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の要件を緩和することで、わが国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得しベンチャー企業の成長を図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

なし

企業の成長支援は、あらゆる分野の企業において必要とされていることを踏まえると、全ての企業に適用可能な税制による支援が妥当である。税制適格ストックオプションを導入している上場企業の分野を見ても、特定の業種に偏っていない。

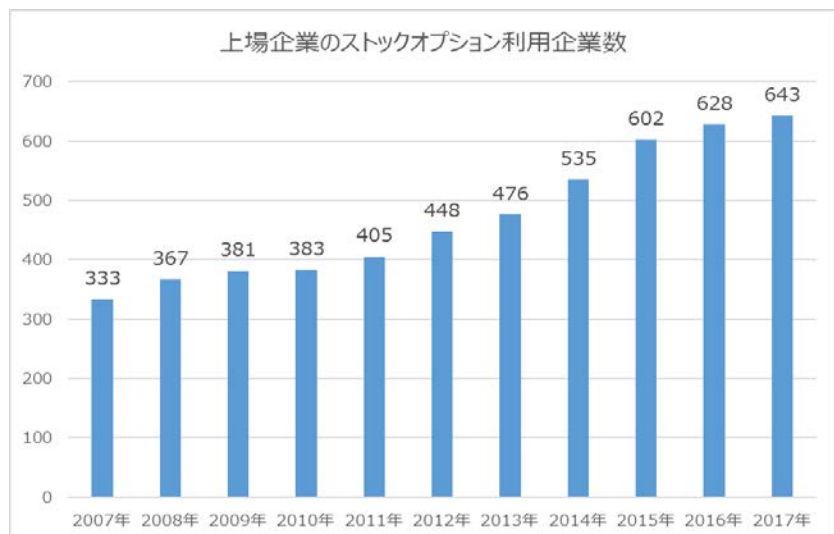
(税制適格ストックオプション導入上場企業の業種分布)



要望の措置の妥当性

※ 平成 24 年度以降にストックオプション制度を導入している上場企業 530 社の内、一部 (50 社) を無作為抽出し、税制適格ストックオプション制度を導入している企業当該企業の開示書類 (有価証券報告書等) を基に経済産業省で調査。

また、特に著しい成長が見込まれるベンチャー企業においてはストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及している。



※ Willis Towers Watson の公表情報を基に経済産業省にて作成。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

【税制適格ストックオプションの権利行使が行われた企業数】

平成 24 年度 202 社
 平成 25 年度 165 社
 平成 26 年度 157 社
 平成 27 年度 146 社
 平成 28 年度 152 社
 平成 29 年度 152 社
 平成 30 年度 152 社

※ Willis Towers Watson の公表情報より抜粋。

【上場企業での税制適格ストックオプションの権利行使による株式報酬額】（百万円）

平成 24 年度 25,186
 平成 25 年度 43,216
 平成 26 年度 22,832
 平成 27 年度 20,861
 平成 28 年度 11,872
 平成 29 年度 11,872
 平成 30 年度 11,872

※ 平成 24 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 530 社の内、一部（50 社）を無作為抽出し、当該企業の開示書類（有価証券報告書等）を基に経済産業省試算。

【減収額】（単位：百万円）

平成 24 年度 7,556
 平成 25 年度 12,965
 平成 26 年度 6,850
 平成 27 年度 6,258
 平成 28 年度 3,562
 平成 29 年度 3,562
 平成 30 年度 3,562
 平成 31 年度 4,914（改正要望込み）

※ 平成 24 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 530 社の内、一部（50 社）を無作為抽出し、当該企業の開示書類（有価証券報告書等）を基に株式報酬額を算出。当該株式報酬額に対し、権利行使時の給与所得課税率（最高税率 45%）と株式譲渡所得課税率（上場株式 15%※）の差分を減税率として乗算し算出。（※各年度において 15%で統一試算）

※ また、平成 29 年度及び 30 年度の減収額の推定は、利用が減少傾向であるため平成 28 年度の数字を使用。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

取締役や従業員等のインセンティブを高め、業績向上への士気上昇を促進するとともに、企業の人材確保手段の一つとして本税制が利用された。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>【前回要望時の達成目標（平成18年）】 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度を円滑に導入しうる制度整備を行うことで、我が国企業の円滑な成長・発展に寄与する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成8年度 創設 平成10年度 拡充（対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（対象要件の拡充） 平成18年度 拡充（対象要件の拡充）</p>	